

令和3年第9回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 3年 9月21日(火)
午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 議 題

(1) 前回議事録の承認について

(2) 議決事項

議案第1号 教育委員会事務事業の点検評価について

議案第2号 八街市立八街第一幼稚園定員数の見直しについて

議案第3号 八街市学校給食センター中長期整備計画(案)について

(3) 報告事項

第1号報告 教育委員会委員の任命について

第2号報告 八街市教育委員会職員の懲戒(減給)処分等について

第5 その他

(1) 各課等からの伝達事項

八街市教育委員会議事録

令和3年第9回定例会

期 日 令和3年9月21日（火）
開会 午後 1時20分
閉会 午後 2時11分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	本 田 純 子
	委 員	吉 田 昌 弘

出席職員	教 育 次 長	関 貴美代
	教育総務課長	井 口 安 弘
	学校教育課主幹	本 間 照 美
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	小 川 正 一
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	秋 葉 忠 久
	図 書 館 長	森 政 幸
	学校給食センター所長	川 津 和 久
	学校給食センター主査	糸 久 延 宣
	教育総務課副主幹（事務局）	塚 本 廣

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和3年第9回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に並木委員と吉田委員を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を関教育次長よりお願いします。

○教育次長

令和3年8月21日から9月20日まで、教育長が出席しました主な行事についてご報告いたします。

8月26日教育長室にて、佐倉東・佐倉南高校の校長先生が来庁されました。令和4年度より、佐倉東高校定時制が佐倉南高校に移行されるため、あいさつに来庁されました。

8月31日八街市議会議場にて、本会議令和3年9月議会開会に出席いたしました。本議会に提出された案件は、議案13件で、請願1件、一般質問の通告が11名の議員からありました。

9月3日、7日、8日八街市議会議場にて、本会議一般質問に出席いたしました。教育委員会関係では、「通学路の安全対策」や「スクールバスについて」、「コロナ禍での教育運営」「LGBTについて」など6名の議員から質問がありました。

日にち戻りまして、9月1日特別会議室にて、飲酒運転根絶宣言式に出席いたしました。佐倉警察署長に、市長が飲酒運転根絶宣言を行いました。

9月10日特別会議室にて、第37回八街市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席いたしました。

9月30日までの緊急事態宣言の延長を受けて、教育委員会では、学校施設及び社会教育施設、体育施設を引き続き現在の対応をすることといたしました。

9月15日市長室にて、千葉工業大学 赤羽教授来庁及び大会議室にて、第3期八街市通学路交通安全対策連絡協議会に出席いたしました。今年度、千葉工業大学工学博士の赤羽 弘和教授をアドバイザーに招聘し、専門的知見から助言をいただくこととなりました。第3期で報告された危険箇所に加え、7月～8月に行われました小学校の通学路緊急一斉点検の結果を受け、危険性があるとされた150箇所も含め、対策等の協議がされることとなりました。

9月17日市長室にて、八街少年院技術作品の寄附受け入れに出席いたしました。収容者が授業で手作りした木工パズル、陶器、などの技術作品約200点を、市内保育園、幼稚園、児童館「ひまわりの家」、老人福祉センター「ゆ

うゆう」へ寄附いただきました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 議題

(1) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

8月20日に開催しました第8回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

(2) 議決事項

○教育長

続いて、議決事項を議題とします。はじめに、

- ・議案第1号 教育委員会事務事業の点検評価についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第1号 教育委員会事務事業の点検評価についてご説明いたします。定例会資料の2ページ及び配付の「点検及び評価の報告書」の冊子をご覧ください。

令和2年度に実施した教育委員会の全ての事務事業について、まず、各担当課等より提出された第1次評価を基に、教育委員の皆様へ、第2次評価をしていただきました。その後、外部評価を「麻野 英夫」氏と「石川 良道」氏に依頼し、期日である8月30日より前に評価していただきました。

以上の課程を経て、取りまとめた報告書の評価結果について、八街市教育委員会行政組織規則第8条第20号の規定に基づき議決していただくため、本定例会に議案として上程したものです。

なお、委員の皆様からいただいた意見につきましては、報告書 5ページの「二次評価（教育委員）の意見等」として、外部評価者からいただいた意見に

つきましては、5ページ・6ページの「外部評価の意見等」として、それぞれ掲載させていただきました。

また、教育委員会評価と外部評価の結果につきましては、7ページから9ページまでの「事務事業評価一覧表」に掲載のとおりです。

評価の結果、令和2年度の教育委員会の事務事業につきましては、概ね適正に実施されたとの評価をいただきました。教育委員会といたしましては、この評価結果に鑑み、本年度以降の事業に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この評価報告書は、本定例会で可決後、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、市議会に提出するとともに、本市のホームページ等を通じて公開いたします。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

○教育長

次に、

・議案第2号 八街市立八街第一幼稚園定員数の見直しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○学校教育課主幹

議案第2号 八街市立八街第一幼稚園定員数の見直しについてご説明いたします。

市立幼稚園につきましては、幼児数の減少により入園者数も年々減少傾向にあります。市内の私立幼稚園においても、平成30年度と比較しましても入園者数は減少しており、保護者のニーズ等を考えますと、今後の入園者数の増は見込めないと考えます。

市立幼稚園の定員は、川上幼稚園及び朝陽幼稚園について、平成30年度に見直しを行い、平成31年度より定員を削減しておりますが、八街第一幼稚園につきましても資料のとおり入園者数が減少し、大幅な定員割れとなっております。

現在の八街第一幼稚園の在園者数は、4歳児が27名、5歳児が49名であり、令和4年度の園児数を過去の人数を参考に算出したところ、4歳児は51名となり、5歳児についても現在の4歳児の園児数から若干の増員があると考え31名と考えますと、4歳児及び5歳児両方とも2クラスになることから、令和4年度以降の定員を4歳児及び5歳児ともに1クラス・30名ずつを削減し、2クラス・60名とするものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

○委員

2点質問いたします。1点目は第一幼稚園在園児童推移について、平成30年の4歳児66名が、令和元年に5歳児になると48名に減少している具体的な要因はありますか。2点目に令和4年の予測数はどのような根拠で算出されましたか。

○学教教育課主幹

1点目の減少している要因は、申し訳ありませんが把握しておりませんが、後ほど確認し報告させていただきます。2点目の予測数については、出生数など加味し、過去の平均値で算出いたしました。

○教育長

1点目については、確認後報告してください。

他に質問のある委員は、発言願います。

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、可決することに決定いたしました。

○教育長

次に、

・議案第3号 八街市学校給食センター中長期整備計画（案）についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○学校給食センター所長

議案第3号 八街市学校給食センター中長期整備計画（案）について、説明いたします。

定例会資料の4ページ及び、「別冊」でお配りした資料をご覧ください。

学校給食は、学校給食法に掲げる目標達成のため、学校教育の一環として提供するものであり、常に安全・安心な提供が求められております。そのためには、学校給食センターを常に良好な状態で安定的に稼働する必要がありますが、第一調理場は供用開始から30年、第二調理場は22年が経過し、施設及び設備の老朽化は顕著な状態であり、センターの計画的な整備は、極めて重要な課題となっております。そこで、今後必要な施設の改修及び設備の更新について、優先順位及び必要な経費を明確にするとともに、センターの効率的かつ効果的な運営を図るため、今後10年間の整備計画を策定しようとするものです。また、計画途中においては、優先順位の入れ替えや必要な予算を確保できない状況等も想定されますので、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととしております。

それでは、内容につきまして、少しお時間をいただいて、別冊資料をご覧くださいながら説明させていただきます。

1頁の「はじめに」では、令和元年度に策定しました「八街市教育施設長寿命化計画」におきまして、給食センター建物の使用期間を80年間と設定しており、今後50年間は建て替えを行わず、現在の建物を継続利用することを前提とした整備計画にすること、また、人口減少等の課題に柔軟に対応しながら給食の提供を行うこと、等に触れております。

「1. 計画の目的」では、安全で安心な給食の提供に向けて適切な維持管理を行うことを目的に計画を策定すること、同時に、適切な財政計画に基づいて適切な改修を行うことを両軸とした計画を作成することとしております。

「2. 位置づけ」では、八街市総合計画2015後期基本計画及び実施計画に基づいて策定すること、また、センター施設・設備の管理における最上位計画に位置づけることとしております。

「3. 計画の概要」では、計画期間を令和4年度から9年間、実際には本年度令和3年度を含む10年間の計画にすること、計画の対象は、センターの全ての施設・設備を対象とすることを記載しております。

2頁の「4. 児童・生徒数の現状と推移予想」では、令和7年度の児童・生徒数を推計しておりますが、これは、八街市まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョンを根拠に設定しております。また、八街市教育振興基本計画資料編で示された児童・生徒数の推移とも整合するものとなっております。

3頁の「5. 施設の現状」では、第一・第二調理場ともに、施設全体で老朽化が進んでいる中、適切な時期に相応の改修や更新が行われず、不具合が生じてから修繕や更新を行う「事後対応型」であったことを記載しております。

「6. 目指すべき給食センターの姿」では、①安全・安心な給食の提供に向

け、衛生管理が徹底された施設・設備を目指した整備を行うこと、②児童・生徒数の減少からすれば、施設の縮小化が可能かのように思えますが、実態からすれば、施設の構造上、及び、各学校への配食方法から、学校数や学級数に縛られものであり、児童・生徒数及び学校数・学級数の推移を見極める必要があること、③栄養士・調理員との連携を密にし、現場の声を反映させること、④必要な整備のもとで効率的な調理により、異物混入や事故を未然に防ぐこと等を記載しております。

「7. 第一・第二調理場の今後」では、6-②でも触れておりますが、開設当時の調理能力は1万5千食ですが、「4. 児童・生徒数の現状と推移」で示したとおり、令和3年度現在で児童・生徒数約4千600人となっております。単純にこの数字からすれば、第一調理場または第二調理場への集約が可能ではないかとの議論になりがちですが、実態としては施設及び設備上の限界や、学校数・学級数の制約があるため、当面は第一調理場と第二調理場の両施設を渡り廊下等で物理的に接続させ、一体化して使用する方策を提案しております。具体的には、第一・第二の両施設でそれぞれ実施している各種工程を、例えば第一調理場は調理エリア、第二調理場は洗浄・消毒エリアのように棲み分けし、これにより設備を削減する一方で業務内容の充実を図ることが可能と考えるものです。ただし、大規模な工事や大型設備の移動作業が必要となりますので、一定期間、給食停止の措置が必要になることに留意が必要です。

4頁の「8. 施設、設備等の個々の課題と具体的な対応方針（アクションプラン）」では、現段階で明確になっている施設・設備ごと又は調理業務上の課題や対応方針を具体的に示しております。○食器の更新から、5頁の○ボイラー及び附帯施設の更新又は改修など、6頁の○直営から業務委託への転換、業務内容の見直し、7頁、8頁、9頁、10頁、11頁に建物以外の附帯施設や各種設備に関する課題や方向性を示しております。

「9. 予算計画」では、施設の維持管理及び給食調理業務上必要な経費について、今後、年間1億円前後を計上する必要があることを示しております。この額は、令和3年度における当初予算と同規模の額であり、大規模工事等は夏休み期間中に実施することで、給食を停止させずに整備を行うことを前提にした場合の最大値であると考え、1億円という額を提示しているものです。

12頁の「○学校給食施設整備交付金について」では、新築・改築・増築以外では国の交付金の対象とはならず、本計画における財源は、起債と市の単独費のみになることを明記しております。

「○課題」では、本年度時点で、既に、整備担当職員の業務量が増大している状況を踏まえ、今後の事務の実施に当たっては、学校給食業務の一定の知識

を有する職員の配置や、育成が必要であることを記載しました。

「○整備計画以降の学校給食センターについて」では、本計画の策定により、向こう10年間は具体的な整備内容を明確にできますが、学校給食センターの将来の在り方について、中断することなく検証や検討を継続することの必要性を訴えております。

12頁の次のページは、「※「八街市学校給食センター中長期整備計画」期間の目安と長寿命化計画期間終了後に向けた対応」としまして、当該整備計画は、各期間中においても必要に応じて見直しを図るとともに、必ず次期計画を策定すべきことを明示しました。これを示すことにより、整備担当職員や計画担当職員に異動があっても、計画に基づいた整備が可能になると考えるものです。また、一方では、市教育施設長寿命化計画において、施設の寿命を80年、今後約50年と設定されておりますが、現状からしますと、到底そこまでは保たないであろうという印象がありますので、表の下段に示したとおり、既存建物を継続して利用するのか、又は、新たな施設を整備するのかの検討を並行して行うことも重要であることを記載しました。これには、学校給食という特性から、給食を停止することなく継続して提供するのか、または、一時的な給食の停止をやむなしとするのか、という判断が前提にもなりますので、慎重かつ複合的な検討を、平行して行うことの必要性を訴えております。

それ以降のページは、令和3年度から10年間の実施計画としまして、1枚面に令和3年度から令和7年度分、2枚目に、令和8年度から令和12年度分の必要経費を科目別に記載しております。今後必要な施設の改修及び設備の更新について、優先順位を付けながら、年度ごとの合計額を1億円前後になるように設定した表となっております。3枚目は、1枚目・2枚目の表の中で各項目に掲げた必要経費の根拠資料です。

その後のページには、図面を4枚添付しております。1枚目は、第一調理場における施設の改修箇所及び設備の更新箇所、2枚目は、第二調理場における施設の改修箇所及び設備の更新箇所、3枚目は、第一調理場における床・天井等の改修範囲、4枚目は、第二調理場における床・天井等の改修範囲となっております。

計画の内容につきましては以上のとおりですが、本計画を策定する方向性につきましては、現在、総務部企画政策課及び財政課とも調整中であり、計画内容につきましては、八街市総合計画2015後期基本計画(2020-2024)実施計画に追加するため、本年(令和3年)8月、企画政策課による行政評価事前ヒアリング(サマーレビュー)を受検したところです。

本計画につきましては、本来であれば学校給食事業に精通したコンサルタント

ト業者に委託して策定するのが理想的ですが、施設及び設備の状態は、既に“待ったなし”の状態であり、令和4年度新年度予算に反映させるために急ぐ必要があったことや、仮に令和4年度予算で委託業務として予算要求しても、予算措置される可能性が低いことから、センター職員が、通常業務の合間を縫って、直営で作成したものです。したがって、効果的な図表等を使用していなかったり、分析が十分ではない箇所があるかもしれませんが、現時点におきましては、可能な限りの計画になっているものと考えております。

本日、本計画（案）のとおり策定する方向性につきまして議決いただきましたら、今後、市長部局の関係部署への合議を経て、市長等決裁を行います。決裁等の過程で修正事項等が生じる可能性もありますが、その場合には、最終的な報告の中で、併せて報告させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

○委員

学校給食センターの置かれている現状がわかりました。公共施設は通常60年とされているが、日々過酷な状況で使用しているにもかかわらず、長寿命化計画により80年とされている状況で、これからの維持管理について大変な状況と思われる。説明でもあったとおり、壊れてしまってから直す事後対応型では、費用、労力面から大きくなり、将来を見据えた対応を行う必要があり、予算面で厳しい状況が予想されますが、子供たちの食の安全の確保のため是非計画的な対応をお願いします。

○教育長

他に質問のある委員は、発言願います。

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第3号について、可決することに決定いたしました。

○教育長

次に

(3) 報告事項を議題とします。

・第1号報告 教育委員会委員の任命について事務局の報告をお願いします。

○教育総務課長

第1号報告 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。資料の5ペ

ージをご覧ください。

教育委員会委員 本田 純子氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となるにあたり、新たに 橋爪 通代氏を教育委員会委員に任命することが、8月31日に開催された八街市議会定例会において承認されましたので、ご報告いたします。橋爪 通代氏につきましては、10月1日に市長から任命に係る辞令を交付され、任期が始まります。なお、任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

次に、

・第2号報告 八街市教育委員会職員の懲戒（減給）処分等について事務局の報告をお願いします。（非公開・非公表）

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質問がなければ、本日の議題については、終了といたします。

5. その他

(1) 各課等からの伝達事項

○教育長

本田委員におかれましては、今定例会が最後の出席になります。よろしければご挨拶いただきたいと思います。

○本田委員より挨拶

○教育長

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

(別紙)

教育長報告

令和3年8月21日～9月20日

日付	曜日	時間	場所	内容
8/23	月	16:00	第1会議室	部課長会議
8/24	火	10:00	特別会議室	懲戒処分審査会
8/26	木	16:00	教育長室	佐倉東・佐倉南高校長来庁
8/27	金	13:10	特別会議室	一般質問答弁市長打合せ
8/30	月	9:30	オンライン	校長会
〃	〃	11:00	教育長室	園長会議
〃	〃	15:00	市長室	懲戒処分等辞令交付式
8/31	火	10:00	八街市議会議場	本会議(令和3年9月議会開会)
〃	〃	15:00	市長室	退職辞令交付式
9/1	水	14:30	特別会議室	飲酒運転根絶宣言式
9/3	金	10:00	八街市議会議場	本会議(一般質問)
9/6	月	9:10	特別会議室	庁議
〃	〃	11:00	〃	植草歩選手オリンピック報告会
9/7	火	10:00	八街市議会議場	本会議(一般質問)
9/8	水	〃	〃	〃
9/9	木	16:45	教育長室	校長会打合せ
9/10	金	10:00	八街市議会議場	本会議(議案質疑)
〃	〃	16:00	特別会議室	第37回八街市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
9/15	水	13:30	市長室	千葉工業大学 赤羽教授来庁
〃	〃	14:00	大会議室	第3期八街市通学路交通安全対策連絡会議
9/17	金	9:10	第1会議室	部課長会議
〃	〃	10:30	市長室	八街少年院技術作品寄附受入